6月11日に発生した町議会議員による差別事象について（報告）

令和元年5月10日
団体・部署：琴浦町教育委員会
人権・同和教育課

1　発見日時	平成30年6月11日　　11時30分頃
2　発見場所	町議会本会議場（第4回定例会　一般質問時）
3　差別行為をした人	町議会議員A
4　差別をされた人	不特定多数の人
5　事象の内容	本会議中の一般質問の追求質問において「同和対策に係る固定資産税減免の対象行政区域が具体的にどこか」という旨の質問を2度行った。
6　事象の差別性	**（1）発言内容について** ① 被差別部落の所在を明らかにしようとした行為であり、部落差別を助長、誘発する発言であり、発言者に差別助長の意図があるか否かにかかわらず、実際には差別意識の形成、増長、承継を助長する結果になること。 ② 住居として被差別部落を避ける意識や、被差別部落出身者等との結婚を避ける意識（忌避意識）が今日も残っており、また、現実に差別事象も発生している中、被差別部落の住民が、結婚や土地の売買等において不利益を被る恐れがある発言であること。 **（2）議会での発言について** ① 地方議会議員には国会のような免責特権はないが、その趣旨や精神は地方議会においても同様である。しかし、発言が自由であるからといってどのような内容の発言も許されるものではなく、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言まで許されるものではない。 ② 本会議中の発言であったため、傍聴人が存在していたこと、会議録に残ること、議事録がホームページで公開されることなど、町内外の住民に情報が公開されることとなり、部落差別を拡散する行為であること。 ② 議員の言動は住民に対して大きな影響力があり、今回の発言は、町内外の住民への影響も大きく、社会規範や集団規範のあり方にも影響を及ぼすこと。 ③ 会議録に残すこと、議事録がホームページで公開されることは、町議会として差別発言を加担・容認する行為であること。

7　経過及び対応状況	**6月11日（月）【6月定例会2日目】午前11時30分頃　議場** Ａ議員の一般質問中に、「同和対策に係る固定資産税減免の対象行政区域が具体的にどこか」という旨の発言を２回され、町長に答弁を求められた。 ※ 該当する発言 （1回目） 『町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱　２適用範囲』に、「対象地域となる住所地は行政区域を単位とすること」と謳われていることについて **「行政区域というのはわかりますか、どこでしょう。」** （2回目） １回目の質問に対し、平成27年に「属人主義」から「属地主義」に改正した単位を行政区域だと思う。という趣旨の答弁を受けて **「行政区域は、私の質問は具体的にはどこでしょうかということですけども、どうでしょう。」** **6月11日（月）** ２名の議員からＡ議員の発言に対して不適切だとする指摘があった。 **6月14日（木）** 議長からＡ議員に対して、発言を取り消すように指摘があった。 **6月18日（月）** 議長から再度、Ａ議員に対してテープ起こし（粗原稿）を提示し、発言取り消しを促される。 （Ａ議員は差別発言という認識がないので、発言を取り消す意思はないと主張） 議長からは最終日までに取り消しの検討を促される。 **同日** 部落解放同盟琴浦町協議会議長から議会事務局へ議事録の開示請求があった。 **午後1時30分頃　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に、一般質問の会議録の開示を求めた。併せて、発言取消の有無について確認した。 （現在のところ、発言取消はされていないとのこと。） **6月19日（火）午後3時45分頃　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に、発言取消の有無について確認した。 （現在のところ、発言取消はされていないとのこと。） **6月20日（水）午前11時頃　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に、発言取消の有無について確認した。 （現在のところ、発言取消はされていないとのこと。）

	6月20日（水）午後3時頃　電話 人権・同和教育課長が議会事務局長に、発言取消の有無について確認した。 （現在のところ、発言取消はされていないとのこと。） **6月20日（水）午後5時頃　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に、発言取消の有無について確認した。 （現在のところ、発言取消はされていないとのこと。） **6月21日（木）議会最終日　午前10時　議会開会** 議会最終日の朝、議長からＡ議員に最終的に確認（取り消しの動きなし） 午後12時23分　議会閉会 **同日** 部落解放同盟琴浦町協議会議長が議会事務局に会議録開示の確認があった。 **午後3時45分頃　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に一般質問の会議録の開示について確認した。 議会運営委員会で開示については協議するとのこと。 また、議会の取組について時系列でまとめておくようにお願いした。 **6月28日（木）　議会運営委員会** 今回の発言について議長からＡ議員へ発言の取り消しを促した経緯やＡ議員本人の意思を確認する。 （本人の自己責任、何かあれば説明させていただく旨を主張） 議事録の開示については、未公開の議事録の開示は非開示と決定した。 **7月2日（月）** 部落解放同盟琴浦町協議会議長が議会事務局に来庁された。議会運営委員会の結果を報告する。 **7月3日（火）** 総務課長と議会事務局長が協議し、開示請求については総務課対応とする。 （公文書となった議事録は原則開示できる資料のため開示請求不要） **7月4日（水）** 議会事務局長が議長と協議し、議長裁量であくまで内部資料として議事録を総務課へ提出した。 **午前10時45分～午前11時頃　議会事務局** 人権・同和教育課長が議会事務局長に、一般質問の会議録の開示の可否と議会運営委員会（6/28）の様子を確認した。 再度、差別事象等対応マニュアルに基づく対応をお願いした。

【議会事務局長】
　一般質問の会議録は、総務課を通じて届くようにしている。
　議会運営委員会の会議録は、ここで渡す。

【議長】
　会議録は、人権・同和教育課が発言内容確認をし、差別事象であるかどうかの確認をするために情報提供するもの。外部に漏らさないことを条件に提供する。
　差別事象であると認定された場合は、議会として対応を検討する。

7月4日（水）午後1時15分～午後2時頃　副町長室
　副町長、総務課長、総務課課長補佐、人権・同和教育課長が、部落解放同盟琴浦町協議会への情報公開についてと町の対応について協議した。
　町の対応については、県人権局へ相談することとした。

7月4日（水）午後4時頃　電話
　人権・同和教育課長が県人権局人権・同和対策課課長補佐（同和対策担当）へ電話をし、議場での議員の差別発言の概要説明と、役場の対応について相談したい旨を伝え、7月5日（木）午前10時にアポイントを取った。

7月5日（木）午前10時～午前10時40分　県人権局室内
　人権・同和教育課長が県人権局を訪問した。
　（対応は、県人権・同和対策課長、同課長補佐）
　人権・同和教育課長が、改めて概要を説明し、対応について相談した。
【県人権・同和対策課長】
　一般的な差別事象と同様に対応すべきである。もし、県議会で同様の事象が発生した場合は、まず議会で対応した後、人権局が対応を行う。
　本来であれば、議会が問題意識を持ち、テープ起こしをし、内容を確認・分析後に削除等の対応をすべきであるが、（町からの）説明を聞く限り、議会や議会事務局に人権意識が感じられない。そのため、このまま何事もなく放置されることになる。
　役場がその問題に気づいたのであれば、まず、差別の拡散を防止するため、議会に対し、町長または副町長が、会議録からの削除や放映の中止（一部削除）を口頭（文書は残るため）で申入れ、議会に対応を求めるべきである。
　このまま放置しておくと、差別の拡散につながる。また、発言した議員一人の責任だけでは済まされない問題であり、会議録を承認した議長や会議録署名議員、その他の議員や議会事務局長も、差別行為に加担したこととなる。そして、議会の品格を損なうこととなる。
　まずは、先述の取組を行い、次に、再発防止に向けた取組を議会が行わなければならない。（県人権・同和対策課長は、県議会事務局と電話で連絡を取り対応された。）

7月5日（木）午後0時50分～午後1時10分　副町長室
　人権・同和教育課長が副町長と総務課長に、人権局での相談内容を報告。
7月6日午前10時に、副町長と人権・同和教育課長が、議長に申入れを行うこととした。

7月5日（木）午後3時30分～午後4時10分　本庁舎相談室B

総務課長、人権・同和教育課長が情報開示について、部落解放同盟琴浦町協議会議長の訪問に対応した。

7月5日（木）

議会事務局長が「差別事象等対応マニュアル」に基づく報告書を部落解放同盟琴浦町協議会議長、総務課長、人権・同和教育課長へ提出した。

7月6日（金）午前10時～午前10時40分　議長室

副町長と人権・同和教育課長が議長と面会した。（対応は、議長、議会事務局長）

副町長が拡散防止を目的に、議長に対し、ケーブルテレビ放映の一部削除と会議録からの削除を口頭で申入れた。

当初、議長は、これまでの議会の取組を報告されたうえで、A議員が個人的に責任を負うとして、今後の議会としての取組は困難であると主張されていた。

人権・同和教育課長が、差別と認定した理由を説明した。

議長は、会議録からの削除は法的に無理だが、ケーブルテレビ放映については議長権限で一部削除を要請することを約束された。また、A議員と再度面談することも約束され、議会報での謝罪文書の掲載を求めることも話された。

人権・同和教育課長が、議会として再発防止の取組をお願いした。

議長は、人権・同和教育研修会を検討され、8月3日に実施したい旨を話された。

7月6日（金）午前10時45分～午前10時50分　議長室

議長、議会事務局長、人権・同和教育課長が、会議録を確認しながら、削除箇所を検討した。

※ 検討した削除箇所

【A議員】

そこで、ここに宅地と家屋だと。適用範囲。この要綱に定める減免措置は、法人を除く対象地域の住民が対象地域内に所有する固定資産のうち宅地及び家屋について適用する。なお、対象地域となる住所地は行政区域を単位とすること。ここですね。行政区域というのはわかりますか、どこでしょう。

【議長】

町長。

【町長】

これは平成27年の改正のときに、この部分が議論されたと思っておりますけれども、属人主義でいくのか属地主義でいくのかということで、属地という話で今この要綱を運用していると認識しておりますけども、行政区域というのはそういう単位だというふうに思ってますが。

【議長】

A君。

【A議員】

ちょっと最後が聞き取れませんでしたが、行政区域は、私の質問は具体的にはどこでしょうかということですけども、どうでしょう。

【議長】
　町長。
【町長】
　これはちょっと、何て言ってるんでしょうか、それを言っていいのか悪いのか、私はちょっと今判断できかねます。それが差別を誘発するような話になってはいけませんし。ただ、認識としてそういうことがあるということでしか、また、この場面でどこどこの番地みたいな話は、ちょっと私は今、不適切になってしまうのかなと思って控えさせていただきたいと思います。
【議長】
　A君。
【A議員】
　そういう控えないといけないような要綱なり制度というのは、私はナンセンスだと思うんですね。

7月6日（金）午後1時頃　副町長室
　人権・同和教育課長が副町長に、ケーブルテレビ放映の削除箇所を報告した。

7月6日（金）午後4時～午後4時40分　教育会館（倉吉市）
　人権・同和教育課長が、部落解放同盟琴浦町協議会議長と部落解放同盟鳥取県連合会書記長に取組報告と、同書記長に議員研修会での講師を依頼した。

7月6日（金）午後5時30分～午後5時45分　教育長室
　人権・同和教育課長が教育長に、議会対応について報告した。

7月9日（月）午前8時40分頃　電話
　人権・同和教育課長が議会事務局長に、議員研修会について報告した。

7月9日（月）午後1時30分頃　電話
　議会事務局長から人権・同和教育課長に、この度の事象に関する差別性や差別の定義等を説明して欲しい旨の連絡があった。

7月9日（月）午後1時35分頃　電話
　人権・同和教育課長が、町長に議会からの要請内容と、対応について協議した。

7月9日（月）午後1時40分頃～午後2時20分　議長室
　人権・同和教育課長が、この度の事象に関する差別性や差別の定義等を説明した。
　参加者　議会：議長、議会運営委員長、副議長、議会事務局長

7月9日（月）午後2時25分頃～午後2時35分　町長室
　人権・同和教育課長が、町長に、議会対応について報告した。

7月10日（火）午前8時30分～午前8時40分　教育長室
　人権・同和教育課長が、教育長に、議会対応について報告した。

7月10日（火）午後8時25分～午前8時35分　電話

部落解放同盟琴浦町協議会議長から、人権・同和教育課長へ電話があった。

ケーブルテレビの放映を見たが、差別発言が全て削除されていない。議会事務局からもらった報告書の部分は削除されていたようだが、その前にも場所を確認するような質問があった。と指摘された。明日、確認すると回答した。

7月10日（火）午後8時36分～　電話、ショートメール

人権・同和教育課長が、教育長に電話をしたがつながらなかった。以降は、ショートメールにてやり取りをした。

部落解放同盟琴浦町協議会議長からの電話の内容を報告。

明日、ケーブルテレビ放映を録画した媒体を持参していただくことになった。

7月11日（水）午前8時30分～　人権・同和教育課、教育長室

人権・同和教育課長が、録画媒体（ブルーレイ）で質問の内容を確認し、部落解放同盟琴浦町協議会から指摘された部分について、教育長と協議した。

削除した部分の前に「･･･。生活環境などの安定、向上が阻害されている地域というのはどういうとこでしょうか、お願いします。」と発言されていたものが残っていたが、その前の発言内容から、「対象地域はどんなところか」を聞いているもので、具体的な所在を聞いているものではないと判断できる。とした。

7月11日（水）午前9時～午前9時40分　文化センター

人権・同和教育課が、部落解放同盟琴浦町協議会議長を訪ね、ブルーレイを観てもらいながら説明した。

部落解放同盟琴浦町協議会議長は、その部分については納得されたが、削除した部分の後少し経ってからの発言に「･･･廃止すべきというのはそういう意味なんです。そういう地区も言えない、言えないというか、公にはできないとか、そういう矛盾がたくさんあるわけですね。･･･」とあったため、「どういうとこ」が具体的な所在を問うたものではないかと気になったとのことだった。

確認ができたので、この発言については問題にしないとのことだった。

7月11日（水）午前10時5分～午前10時10分　議会事務局

人権・同和教育課が議会事務局長に部落解放同盟琴浦町協議会議長からの指摘内容と対応について報告した。

7月11日（水）午前10時10分～午前10時15分　総務課

人権・同和教育課長が、副町長に部落解放同盟琴浦町協議会議長からの指摘内容と対応について報告した。

7月11日（水）午前10時35分～午前10時45分　教育長室

人権・同和教育課長が、教育長に部落解放同盟琴浦町協議会議長からの指摘内容と対応について報告した。

	7月17日（火）午後3時から午後5時　議会委員会室 Ａ議員と部落解放同盟琴浦町協議会との協議（第１回）を行った。 **7月26日（木）午後3時から午後4時30分　議会委員会室** Ａ議員と部落解放同盟琴浦町協議会との協議（第２回）を行った。 **7月31日（火）午前10時頃　防災会議室前廊下** 人権・同和教育課長が議会事務局臨時職員に議会議員研修の資料提供を求め、翌日、資料が届いた。 **8月3日（金）午前10時から午前11時50分　議員控え室** 議会議員研修会を行った。（15人参加） 演題　部落差別の現実と課題　　講師　部落解放同盟鳥取県連合会書記長 **8月13日（月）午前8時45分　電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長へ電話で問合せをした。 ８月３日の議員研修会後に、取組を予定されているか尋ねたところ、再度、議長とＡ議員が話す場を設けるとのことだった。 時期は未定だが、９月定例会までには行いたいとのことだった。 差別事象対策委員会を開催する予定にしているため、その話し合い終了後に、最終報告書を人権・同和教育課へ提出してもらうようお願いした。 **9月20日（木）　9月議会最終日** 部落解放同盟琴浦町協議会議長が議会事務局へ来庁された。 （議事録が完成したことを伝えた。） **10月29日（月）午前9時30分頃　議会事務局** 人権・同和教育課長が議会事務局長を訪問し確認した。 最終報告書がまだ提出されていないため、取組が継続中であるかどうかを尋ねたところ、前回、Ａ議員と部落解放同盟琴浦町協議会との意見交換会で、会議録が公開されたら、再度意見交換の場を持つことになっているが、その会が開かれていないため、まだ提出できないとのことだった。 **1月16日　午後1時30分　内線電話** 町長から人権・同和教育課長へ報告があった。 本日、議長に対し、６月議会中のＡ議員の発言について報告書を作成し、人権・同和教育課へ報告するようにお願いしたとのこと。 議長は、Ａ議員本人の問題であり、議会で取組む問題ではないと反論されたが、12月議会での一般質問など、議会内での混乱を招いており、早く沈静化するためにも報告書の提出が必要だと話をしたとのこと。 **1月17日（木）午前10時から午前10時50分　本庁舎第2会議室** Ａ議員と部落解放同盟琴浦町協議会との協議（第３回）を行った。

	2月12日（火）午前10時頃 人権・同和教育課主査が議会事務局に報告書の進捗を確認した。 **2月22日（金）** 議会事務局長が総務課長及び人権・同和教育課長へ報告書を提出した。 **3月27日（水）午前9時頃　内線電話** 人権・同和教育課長が議会事務局長に問い合わせをした。 議会は、A議員に対して、「何故『行政区がどこか』を質問したのか」について聴き取りを行ったか？（議会から提出された報告書に記載されていなかったため） 議会事務局長の回答の要旨は次のとおり。 A議員は、「同和対策に係る固定資産税の減免」について、政策論として廃止を主張されている。減免要綱の中に「対象地域となる住所地は行政区域を単位とする」とあるため、具体的な住所地を答弁できるかを聞きたかった。具体的に答弁できないのであれば、制度は廃止すべきと主張された。 **3月27日（水）午前10時から午前11時7分** 町差別事象対策委員会を開催し、発言の報告・分析を行い、今後の取組みについて協議を行った。（別添） （今後の取組み） ・　議会での取り組みをしっかり行っていただき、再発防止に努めることを議会に対して申し入れを行う。 ・　差別事象等対応マニュアルに基づいて報告書を作成し、県の人権局等へ報告する。 **4月4日（木）午後1時から午後1時30分** 副町長、人権・同和教育課長、教育総務課長（前人権・同和教育課長）が議会へ申し入れを行った。（対応は、議長、議会事務局長） （議長） ・　議員を対象に、この事象を教材とした研修会を実施する。 ・　この事象について議員一人一人から意見を聞く。
8　今後の対応策、取組等	（議会） ・　議長がA議員を呼んで直接指導を行う。 ・　この事象について議会全員協議会を開催し、研修を行い、議員同士で研鑽を深める。 ・　今後、議員を対象とした人権・同和教育研修会を年1回以上実施する。 ・　町民に誤解を招く発言を控えるよう議員同士で研鑽に努め、機会を捉えて注意を促す。 ・　町人権・同和教育推進協議会の行政部会の一員として人権・同和教育の啓発を積極的に推進する。 （行政） ・　各種講演会・研修会等への参加呼びかけを行う。
9　その他	（別添）町差別事象対策委員会報告書